

# 中土佐町農業委員会 会議事録

## (令和7年度第10回 総会)

1. 開催日時： 令和8年1月30日(金) 午後1時30分 ~ 午後2時05分  
その他を含めると午後2時10分終了

2. 開催場所： 大野見振興局 2階大会議室

3. 出欠委員：

	役職・番号	名前	出席	欠席
農業委員	会長	西岡 英男	○	
	会長職務代理者 1番	政岡 妙	○	
	2番	岩本 隼夫	○	
	3番	下元 和恵	○	
	4番	政岡 富生	○	
	5番	政岡 直文	○	
	6番	山岡 正治		○
農地利用最適化推進委員	1番	有澤 明男	○	
	2番	岩崎 憲二	○	
	3番	黒原 美一	○	
	4番	下元 勲	○	
	5番	田上 敦之	○	
	6番	野村 正幸	○	
	8番	山本 孝志	○	
		合計		13人

4. 議事日程： 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(6件)  
第2号議案 非農地証明願について(2件)  
その他1 地区委員からの報告及び提案等  
その他2 事務局からの諸連絡等

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 黒岩 陽介  
事務局(書記) 永石 吏

6. 議事参与の制限：

該当あり 第1-1号議案

- 議長 それでは令和7年度の第10回総会を始めます。慎重にご審議のうえ適正なご決定を頂きたいと思えます。
- 議長 出席委員は14名中13名で総会は成立しております。議事録署名人ですが私の方から指名させて頂くことにご異議、ございませんか。
- 『異議無し』
- 議長 異議なしということですので指名をさせて頂きます。1番、政岡 妙委員さん。2番、岩本隼夫委員さん。よろしくお願いします。
- 議長 議案に入りたいと思えます。  
第1-1号議案「農地法第3条の規定による許可申請」についてですが、中土佐町農業委員会会議規則第11条の規定により、私は議事に参与することができませんので、申し訳ありませんが、この案件の間、退席して別室にて待機いたします。  
第1-1号議案の議事の進行は、職務代理の政岡 妙委員にお願いいたします。
- 【西岡 英男会長退席】
- 政岡 妙委員 西岡 英男会長に代わりまして第1-1号議案は私が進行を務めます。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 【議案書の朗読及び説明】  
許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
- 政岡 妙委員 説明が終わりました。現地確認の下元 和恵委員さん、何かありましたらお願い致します。
- 下元 和恵委員 はい、現地は背の高い木が生えています。この付近では譲受人が田を耕作しています。特に問題はないと思えます。
- 政岡 妙委員 これより質疑に入りたいと思えます。質疑はございませんか。ただちに小休とします。
- 【小休中】
- 政岡 妙委員 正場に戻します。質疑はございませんか。
- 【発言無し】
- 政岡 妙委員 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思えます。
- 政岡 妙委員 採決を致します。第1-1号議案、「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することにご異議はございませんか。
- 『異議無し』
- 政岡 妙委員 異議なしということなので、第1-1号議案は許可されました。それでは、西岡 英男会長を呼んできてください。
- 【西岡 英男会長着席】
- 政岡 妙委員 西岡 英男会長に申し上げます。全員一致で承認されました。
- 西岡 英男会長 ありがとうございます。

- 議長 続きますして第1－2号議案、「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 【議案書の朗読及び説明】  
許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
- 議長 説明が終わりました。現地確認の岩崎 憲二委員さん、何かありましたらお願い致します。
- 岩崎 憲二委員 はい、申請地のうち1筆は畑とは言いづらい状態ですが、他の2筆は手を入れたら畑として使えそうです。写真に写っている家と周りの農地を全部一緒に購入するとのことなので、問題はないと思います。
- 議長 これより質疑に入りたいと思います。質疑はございませんか。ただちに小休とします。
- 【小休中】
- 議長 正場に戻します。質疑はございませんか。
- 【発言無し】
- 議長 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
- 議長 採決を致します。第1－2号議案、「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することにご異議はございませんか。
- 『異議無し』
- 議長 異議なしということなので、第1－2号議案は許可されました。
- 議長 続きますして第1－3号議案と第1－4号議案「農地法第3条の規定による許可申請」については関連がありますので、事務局からまとめて説明をお願いします。
- 事務局 【議案書の朗読及び説明】  
許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
- 議長 説明が終わりました。現地確認の下元 勲委員さん、何かありましたらお願い致します。
- 下元 勲委員 はい、申請地はそれぞれの家の近くです。交換ということですので問題はないと思います。
- 議長 これより質疑に入りたいと思います。質疑はございませんか。
- 【発言無し】
- 議長 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
- 議長 2件まとめて採決を致します。第1－3号議案と第1－4号議案、「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することにご異議はございませんか。
- 『異議無し』

- 議長 異議なしということなので、第1－3号議案と第1－4号議案は許可されました。
- 議長 続きますして第1－5号議案、「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 【議案書の朗読及び説明】  
許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
- 議長 説明が終わりました。現地確認の政岡 富生委員さん、何かありましたらお願い致します。
- 政岡 富生委員 はい。申請地は今現在、譲受人とそのご兄弟が野菜等を耕作しています。問題はないと思います。
- 議長 これより質疑に入りたいと思います。質疑はございませんか。ただちに小休とします。
- 【小休中】
- 議長 正場に戻します。質疑はございませんか。
- 【発言無し】
- 議長 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
- 議長 採決を致します。第1－5号議案、「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することにご異議はございませんか。
- 『異議無し』
- 議長 異議なしということなので、第1－5号議案は許可されました。
- 議長 続きますして第1－6号議案、「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 【議案書の朗読及び説明】  
許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
- 議長 説明が終わりました。現地確認の山岡 正治委員さんは本日欠席ですので、事務局から何かありましたらお願い致します。
- 事務局 はい。山岡 正治委員さんから現地確認の報告が届いております。貸付人は経営していた2棟のハウスのうち1棟を今回貸付けます。理由は貸付人の高齢によるものと思われます。借受人は現在2棟のハウスを親子で経営しており、新たに従業員を雇用して規模拡大をします。以上のような経緯からも、問題はないと思います、とのことです。
- 議長 これより質疑に入りたいと思います。質疑はございませんか。ただちに小休とします。
- 【小休中】
- 議長 正場に戻します。質疑はございませんか。
- 【発言無し】

- 議長 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
- 議長 採決を致します。第1－6号議案、「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することにご異議はございませんか。
- 『異議無し』
- 議長 異議なしということなので、第1－6号議案は許可されました。
- 議長 続きまして第2－1号議案、「非農地証明願」について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 【議案書の朗読及び説明】  
許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
- 議長 説明が終わりました。現地確認の岩本 隼夫委員さん、何かありましたらお願い致します。
- 岩本 隼夫委員 はい。現地は写真のとおり、駐車場を含む宅地です。問題はないと思います。
- 議長 これより質疑に入りたいと思います。質疑はございませんか。ただちに小休とします。
- 【小休中】
- 議長 正場に戻します。質疑はございませんか。
- 【発言無し】
- 議長 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
- 議長 採決を致します。第2－1号議案、「非農地証明願」について、許可することにご異議はございませんか。
- 『異議無し』
- 議長 異議なしということなので、第2－1号議案は許可されました。
- 議長 続きまして第2－2号議案、「非農地証明願」について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 【議案書の朗読及び説明】  
許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
- 議長 説明が終わりました。現地確認の田上 敦之委員さん、何かありましたらお願い致します。
- 田上 敦之委員 はい。現地は写真のとおり、山林と墓地と宅地です。問題はないと思います。
- 議長 これより質疑に入りたいと思います。質疑はございませんか。ただちに小休とします。
- 【小休中】
- 議長 正場に戻します。質疑はございませんか。
- 【発言無し】

- 議長 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
- 議長 採決を致します。第2-2号議案、「非農地証明願」について、許可することにご異議はございませんか。
- 『異議無し』
- 議長 異議なしということなので、第2-2号議案は許可されました。
- 議長 以上をもちまして、令和7年度第10回総会を閉会致します。引き続きその他の案件に移ります。

署名委員	
署名欄	

その他 1	地区委員からの報告及び提案等
	特になし
その他 2	事務局からの諸連絡等
	来月の総会日程の確認

個人×個人

## 農地法第3条許可申請 調査書

### 1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

### 2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和7年度第10回 総会	第 1-1 号	令和8年1月16日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。	
特記事項		

### 3. 法外審査

項目	調査結果	備考
日本型直接支払制度の該当地であるか 中山間地域等直接支払、多面的機能支払 等	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

### 4. 農地第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は300日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤転貸禁止 (2項5号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑥地域調和 (2項6号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断 ・他の農業者の水利の阻害 ・地域の営農体系の阻害 ・共同防除等の支障 ・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員：	下元 和恵 委員
作成：	事務局 永石 吏

個人×個人

## 農地法第3条許可申請 調査書

### 1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

### 2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和7年度第10回 総会	第 1-2 号	令和8年1月16日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。	
特記事項		

### 3. 法外審査

項目	調査結果	備考
日本型直接支払制度の該当地であるか 中山間地域等直接支払、多面的機能支払 等	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

### 4. 農地第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は100日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤転貸禁止 (2項5号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑥地域調和 (2項6号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断 ・他の農業者の水利の阻害 ・地域の営農体系の阻害 ・共同防除等の支障 ・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員：	岩崎 憲二 委員
作成：	事務局 永石 吏

個人×個人

## 農地法第3条許可申請 調査書

### 1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

### 2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和7年度第10回 総会	第 1-3 号	令和8年1月19日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。	
特記事項		

### 3. 法外審査

項目	調査結果	備考
日本型直接支払制度の該当地であるか 中山間地域等直接支払、多面的機能支払 等	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

### 4. 農地第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は150日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤転貸禁止 (2項5号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑥地域調和 (2項6号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断 ・他の農業者の水利の阻害 ・地域の営農体系の阻害 ・共同防除等の支障 ・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員：	下元 勲 委員
作成：	事務局 永石 吏

個人×個人

## 農地法第3条許可申請 調査書

### 1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

### 2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和7年度第10回 総会	第 1-4 号	令和8年1月19日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。	
特記事項		

### 3. 法外審査

項目	調査結果	備考
日本型直接支払制度の該当地であるか 中山間地域等直接支払、多面的機能支払 等	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

### 4. 農地第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は250日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤転貸禁止 (2項5号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑥地域調和 (2項6号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断 ・他の農業者の水利の阻害 ・地域の営農体系の阻害 ・共同防除等の支障 ・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員：	下元 勲 委員
作成：	事務局 永石 吏

個人×個人

## 農地法第3条許可申請 調査書

### 1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

### 2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和7年度第10回 総会	第 1-5 号	令和8年1月19日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。	
特記事項		

### 3. 法外審査

項目	調査結果	備考
日本型直接支払制度の該当地であるか 中山間地域等直接支払、多面的機能支払 等	該当する	多面該当 譲受人が協定参加者なので問題なし
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

### 4. 農地第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は250日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤転貸禁止 (2項5号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑥地域調和 (2項6号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断 ・他の農業者の水利の阻害 ・地域の営農体系の阻害 ・共同防除等の支障 ・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員：	政岡 富生 委員
作成：	事務局 永石 吏

個人×個人

## 農地法第3条許可申請 調査書

### 1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	貸付人		
借受人・譲受人	借受人		

### 2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和7年度第10回 総会	第 1-6 号	令和8年1月22日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。	
特記事項		

### 3. 法外審査

項目	調査結果	備考
日本型直接支払制度の該当地であるか 中山間地域等直接支払、多面的機能支払 等	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

### 4. 農地第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は300日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤転貸禁止 (2項5号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑥地域調和 (2項6号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断 ・他の農業者の水利の阻害 ・地域の営農体系の阻害 ・共同防除等の支障 ・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員：	山岡 正治 委員
作成：	事務局 永石 吏

# 非農地証明願い 調査書

## 1. 個人情報

	住所	名前
申請者		

## 2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和7年度第10回 総会	第 2-1 号	令和8年1月19日
総評	高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)に該当するため、証明できると判断できる。	
特記事項	特になし	

## 3. 法外審査

項目	調査結果	備考
日本型直接支払制度の該当地であるか 中山間地域等直接支払、多面的機能支払 等	該当しない	
農業振興地域の農用地であるか。	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

## 4. 高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)における証明の対象の確認

項目	調査結果	判断理由
ア 農地法が施行された日（昭和27年10月21日）よりも前から非農地であった土地	左記項目の <b>Ⅱ</b> に該当する	現地は、昔より宅地として使用されており、証明対象と判断できる。
イ 自然災害による災害地等で農地への復旧ができないと認められる土地		
ウ 昭和27年10月21日以降農地であった土地で、耕作不適耕作不便などやむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められる土地		
エ 昭和27年10月21日以降、人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為などにつき、他法令の許認可を受けているか又は、受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地		
オ 規則第29条第1号に該当する農業用施設等に転用された土地		
カ その他農地転用許可を要しない事案等で転用行為が完了している土地		

担当委員：	岩本 隼夫 委員
作成：	事務局 永石 吏

# 非農地証明願い 調査書

## 1. 個人情報

	住所	名前
申請者		

## 2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和7年度第10回 総会	第 2-2 号	令和8年1月16日
総評	高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)に該当するため、証明できると判断できる。	
特記事項	特になし	

## 3. 法外審査

項目	調査結果	備考
日本型直接支払制度の該当地であるか 中山間地域等直接支払、多面的機能支払 等	該当しない	
農業振興地域の農用地であるか。	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

## 4. 高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)における証明の対象の確認

項目	調査結果	判断理由
ア 農地法が施行された日（昭和27年10月21日）よりも前から非農地であった土地	左記項目の <b>ウ、エ</b> に該当する	番（調査結果 ウ） 現地は、昔より山林として使用されており、証明対象と判断できる。  番（調査結果 エ） 現地は、昔より墓地として使用されており、証明対象と判断できる。  番（調査結果 エ） 現地は、昔より宅地として使用されており、証明対象と判断できる。
イ 自然災害による災害地等で農地への復旧ができないと認められる土地		
ウ 昭和27年10月21日以降農地であった土地で、耕作不適耕作不便などやむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められる土地		
エ 昭和27年10月21日以降、人為的に転用した土地で、転用事行為から既に20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為などにつき、他法令の許認可を受けているか又は、受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地		
オ 規則第29条第1号に該当する農業用施設等に転用された土地		
カ その他農地転用許可を要しない事案等で転用行為が完了している土地		

担当委員：	田上 敦之 委員
作成：	事務局 永石 吏